平成 25 年 6 月 1 日策定

(目的)

第1条 職員がソーシャルメディアを用いて町の事務事業に関する情報発信等を行うにあ たって適切な運用を図るため、職員が遵守すべき基本的な方針を定める。

(定義)

第2条 ソーシャルメディアとは、ブログ(マイクロブログを含む。)、ソーシャル・ネット ワーキング・サービス(SNS)等、双方向性を持ったインターネット上のサービスをいう。

(運用)

第3条 職員が情報発信等に用いるソーシャルメディアについては、久米南町公式ウェブサイトへ、利用するソーシャルメディアの種類、公式アカウント及び当該アカウントで表示されるページへのリンクを明記した利用規約を掲載する。併せて、ソーシャルメディア側のページにこれらを掲載した久米南町公式サイトの URL を明記し、この運用方針及び利用規約が閲覧可能な状態とする。

第4条 ソーシャルメディアの総括は、総務企画課が行う。

第5条 職員がソーシャルメディアを利用する際には、総務企画課へ別に定める届出書に て届出を行う。

第6条 アカウントの取得に用いるメールアドレスは、所属課のメールアドレスとする。 なお、取得したアカウントは、久米南町セキュリティポリシーに準じた強度のパスワー ドを設定するとともに、第三者に知られることのないよう厳重に管理する。

第7条 職員が情報発信を行う場合には、原則として総務企画課長の決裁を経なければならない。ただし、決裁を経るいとまがないことが見込まれる場合には、予めその目的等を明記し、事前に届出を行うとともに、完了後、その発信内容について報告を行う。

(発信する内容)

- 第8条 職員がソーシャルメディアを用いて発信する情報は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業、制度等の紹介、告知及び啓発に関すること
 - (2) 町の特産品、観光情報、定住情報等の周知に関すること
 - (3) 防災に関すること
 - (4) その他、担当業務に関連すること

(基本的な遵守事項)

第9条 職員がソーシャルメディアを用いて情報発信等を行う際には、次の各号を遵守す

るものとする。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)ほか関係法令を遵守することはもとより、 久米南町の職員であることの自覚と責任を持った発信を行うこと。
- (2) ソーシャルメディア上で発信する情報については、その滞留性、拡散性、即時性等の特性に留意する。
- (3) 発信する情報には、正確性を期すとともに、誤解を招かないよう、その表現に注意すること。

(禁止事項)

- 第10条 ソーシャルメディア等による情報発信に係る禁止事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 町の公式見解でないものを発信すること・
 - (2) 誹謗中傷を行うこと。
 - (3) 人種、思想、信条、住居、職業、性別等による差別及び差別を助長すること。
 - (4) 職員の個人的な意見を発信すること。
 - (5) 違法行為を扇動及び助長すること。
 - (6) 公序良俗に反する発信は厳に慎むこと。
 - (7) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
 - (8) 久米南町及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
 - (9) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
 - (10) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
 - (11) 宗教的な内容に関する情報を発信すること。(文化財に指定された祭事等を除く。)
 - (12) 陳情や意見、誹謗中傷等への対応は、原則行わないこと。

(双方向性に関わること)

第11条 久米南町公式アカウントによる情報の拡散行為は、久米南町に関する情報を発信 している個人及び団体の如何を問わず、原則行わない。ただし、総務企画課長が、業務 上関係が深いと認めるソーシャルメディアについては、この限りではない。

(なりすましに関わること)

第12条 総務企画課長は、なりすまし行為を発見した場合、当該アカウントを管理するソーシャルメディアに対し削除の依頼を行うとともに、これに関する注意喚起を久米南町公式ウェブサイト及びソーシャルメディア、また必要に応じて報道機関等を通じて広く利用者に周知すること。

(その他)

第13条 この方針に定めのない事項については、総務企画課が別に定める。